

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	旧市地区 (石関、南石関、西崎、砂塚、菅原、豊原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

市の中心部を含む地区であり、農地の効率的な活用を検討していく必要がある。中心となる経営体は多いが、今後、農地の集約化が課題となっていくと考えられる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大意向のある中心経営体(認定農業者や認定新規就農者)が優先的に担っていくこととする。各地区実行組合の活動を基に農地の出し手情報等を収集しながら、集約化につながる中心経営体へ集約を行うよう働きかけていく。  
米等の土地利用型作物以外に、収益性の高いセルリーやトマト、花きなどの園芸作物の生産をこれまで同様行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向のある中心経営体(認定農業者や認定新規就農者)が優先的に担っていくこととする。各地区実行組合の活動を基に農地の出し手情報等を収集しながら、集約化につながる中心経営体へ集約を行うよう働きかけていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	鈴川地区 ( 和合、表宿、浦宿、川原宿、入宿、双月、大野目、浜田、印役、高原 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区である。また、野菜栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。中心となる経営体は9経営体あるが、規模拡大意向のある経営体は少なく、集約化や新規就農者の受入が課題となっていくと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用は、水稲について経営拡大意思のある認定農業者が中心となって担うほか、転作を希望する水田については、集落営農組織を中心に対応していく。  
畑利用は、経営拡大意思のある中心経営体や新規就農者の受入を促進し対応していき、収益性の高い施設野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水稲については、集積が進んでいるが、転作を希望する水田については集落営農組織を中心に対応していく。集約も出来る限り進め、効率的な農地利用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	楯山.山寺.高瀬地区 (十文字、風間、青野、青柳、高沢、上東山、切畑、休石、宝田、二本堂、中里、大森、千手院、所部、馬形、川原町、芦沢、宮崎、地藏堂、中地藏)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

今後中心となる経営体については、楯山地区25経営体、山寺地区11経営体、高瀬地区13経営体である。75才以上の耕作面積が農地面積の約4割となっており、深刻な課題となっている有害鳥獣対策を行いながら、優良農地の保全と耕作放棄地の解消を行っていく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

楯山地区の農地利用は、水田については、集落営農組織や水稲中心の経営を行う中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していく。  
山寺地区の農地利用は、畑・果樹園を中心に規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していくが、担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。  
高瀬地区の農地利用は、水田については、集落営農組織や水稲中心の経営を行う中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していく。担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	818 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話し合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指し、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、楯山地区においては、収益性の高い野菜や果樹、山寺地区においては果樹を中心に、高瀬地区については花きも含め生産に取り組んでいく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	千歳地区 ( 沖の原、長町、落合、下青柳 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区である。また、野菜栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。中心となる経営体は非常に多いが、規模拡大意向のある経営体は少ないため、集約化を進めながら効率的な経営体の育成を行っていく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲については、経営拡大意思のある認定農業者が中心となって担うほか、転作を希望する水田については、集落営農組織を中心に対応していく。畑については、経営拡大意思のある中心経営体や後継者のある中心経営体に対応していく。  
米、そば等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	152 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の農地集約は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する水田については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	出羽地区 (漆山、志村、千手堂、七浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区であるが、集約化していくことが今後の課題となってくる。  
また、果樹や野菜栽培も盛んな地区であるが、果樹・野菜について、規模拡大意向のある中心となる経営体は少なく、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用については、水稻について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。  
果樹園・畑については、規模拡大意向のある認定農業者が担うほかに、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していき、耕作放棄地となる事を防ぎ優良園地の保全に努めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	297 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水田の農地集約は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼやりんごを中心とした果樹や施設野菜・露地野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	明治地区 ( 渋江、田中、三条ノ目、灰塚、中野目 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区であるが、集約化していくことが今後の課題となってくる。また、果樹や花き、野菜苗・花苗の栽培も盛んな地区であるが、果樹についての規模拡大意向のある中心となる経営体は少なく、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用については、水稻について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。果樹園・畑については、規模拡大意向のある認定農業者が担うほかに、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していき、耕作放棄地となる事を防ぎ優良園地の保全に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	265 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の集積は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼ、りんご、ラ・フランスを中心とした果樹や施設野菜・露地野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	金井地区 (江俣、陣場、内表、陣場新田、吉野宿、志戸田、東志戸田、鮎洗 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心となる経営体が多く、水田の集積は進んでいる地区であるが、集約化していくことが今後の課題となってくる。  
また、果樹、野菜栽培も盛んな地区であるが、果樹や野菜について規模拡大意向のある中心となる経営体は少なく、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用については、水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。  
果樹園・畑については、規模拡大意向のある認定農業者が担うほかに、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していき、耕作放棄地となる事を防ぎ優良園地の保全に努めていく。  
米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼや桃を中心とした果樹や施設野菜・露地野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	557 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話し合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の農地集約は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼや桃を中心とした果樹や施設野菜・露地野菜などの園芸作物の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	大郷地区 ( 船町、西中野、東中野、成安、天神町、見崎、今塚 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区であるが、集約化していくことが今後の課題となってくる。  
また、果樹や野菜栽培も盛んな地区であるが、果樹・野菜について、規模拡大意向のある中心となる経営体は少なく、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用については、水稻について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。  
果樹園・畑については、規模拡大意向のある認定農業者が担うほかに、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していき、耕作放棄地となる事を防ぎ優良園地の保全に努めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	600 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水田の集積は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼ・桃を中心とした果樹、なす・トマトを中心とした施設野菜や施設花きなどの園芸作物の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	滝山地区 ( 小立、岩波、横根、八森、土坂、萩の倉、神尾、上桜田、中桜田、青田、元木、下前田、前田、平清水 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

住宅地内の農地や山間部の農地があり、有効な農地利用を考えていく必要がある。野菜栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していくとともに、中心となる経営体が10経営体あるが、規模拡大意向のある経営体が少ないこともあり、新規就農者の受入が課題となっていくと考えられる。また、有害鳥獣被害も深刻であり効果的な対応策を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畑を中心に規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していくが、担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。  
収益性の高い野菜を中心に啓翁桜等、山間部の農地に合う作物にも取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	197 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指し、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進しながら、被害防止対策を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	東沢地区 ( 妙見寺、釈迦堂、防原、下宝沢、上宝沢、滑川、新山、関沢 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体が少ない。75歳以上の農業者が耕作する農地も多く、優良農地の保全と遊休農地の解消を行っていく必要があるとともに、有害鳥獣対策も課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、規模拡大意向のある中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していくが、担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話し合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指し、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進しながら、被害防止対策を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	南沼原地区 ( 南館、吉原、沼木 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区である。また、野菜栽培も盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。中心となる経営体は多いが、水田についての集約化が課題となっていくと考えられる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用は、水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。  
畑については、野菜中心の経営を行っている認定農業者が担うほか、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。これまでも力をいれてきた、トマトやきゅうり等の野菜栽培に力を入れていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の農地集積は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する水田については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

南沼原地区は、山形市で実施するスマート農業推進事業のモデル地区として自動操舵田植機、トラクターの推進をしている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)	
地域名 (地域内農業集落名)	飯塚・榎沢地区 ( 飯塚、志鎌、上榎沢、下榎沢 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区である。また、野菜栽培も盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。中心となる経営体は多いが、規模拡大意向のある経営体は少なく、集約化が課題となっていくと考えられる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

飯塚地区の農地利用は、水田については、水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担うほか、畑については野菜中心の経営を行っている認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

榎沢地区の農地利用は、水田については、集落営農組織及び水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担うほか、畑については野菜中心の経営を行っている認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

米、大豆等の土地利用型作物以外に、これまでも力をいれてきたきゅうり等を中心とした野菜の生産を行っている。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

対象農地全てを農業上の利用が行われる区域として設定する予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の農地集積は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。畑については、野菜中心の経営を行っている規模拡大意向のある農業者を中心に集積を進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 ( )	
地域名 (地域内農業集落名)	村木沢地区 (若木、足沢、下宿、中宿、上宿、悪戸、的場、佐野、金沢、長岡、長根、山王、上平、出塩 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲、野菜、果樹、花きと様々な作物の栽培が行われている地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。水田については、集約化し、法人・個人ともに効率的な経営を目指す事が重要となっていくと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用については、水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、農事組合法人あじさい営農組合を中心に対応していく。  
畑・果樹園については、野菜や果樹中心の経営を行っている認定農業者が担うほかに、認定新規就農者の受入れも模索し、優良園地の保全を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	395 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・規模拡大意向のある認定農業者等を中心に農地の集積・集約化を進めていく。転作を希望する農地については、農事組合法人あじさい営農組合を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

⑤米、そば、麦、大豆、枝豆等の土地利用型作物以外に、里芋を中心とした野菜、さくらんぼを中心とした果樹や花きの生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	西山形地区 ( 上丁下、中丁、八幡上、八幡中、八幡下、宿嶋、宿中、八月田、塩辛田、新田、仁田沢、新屋敷、門伝上、門伝中、門伝下、山王、七ツ松、荻窪、礪石、大平開拓 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲、果樹、野菜、花きと様々な作物の栽培が行われている地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。水田については、集約化し効率的な経営を目指す事が重要となっていくと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用は、水稲について集落営農組織や規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。畑・果樹園については野菜や果樹中心の経営を行っている認定農業者が担うほかに、認定新規就農者の受入れも模索していく。米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼを中心とした収益性の高い果樹や野菜・花きの生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	363 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水稲について規模拡大意向のある認定農業者や集落営農組織を中心に集約を目指す。転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼを中心とした収益性の高い果樹や野菜・花きの生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	南山形地区 ( 黒沢、松原、みはらしの丘、片谷地、下谷柏、上谷柏、津金沢 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲、果樹栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。また、中心となる経営体は多いが、水田についての集約化も今後の課題となっていくと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用は、水稲について規模拡大希望のある認定農業者が中心となって担っていく。また、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。畑・果樹園については野菜や果樹中心の経営を行っている認定農業者が担うほかに、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していくが、それでも対応が難しい農地等については、新たに設立した法人が受け皿となり対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	413 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向のある認定農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
機構を通じた貸し借りを原則とし、新たに設立した法人が受け手となり進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域の中で話し合いを重ね、基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、さくらんぼ、ぶどうを中心とした収益性の高い果樹の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	大曾根地区 (古館、常明寺、芳沢、滝平、上反田、下反田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田については、集落営農組織や法人、若い農業者を中心に集積は進むと考えられる。今後は集約化が課題となってくる。また、果樹栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、水田については水稻中心の経営で規模拡大意向のある中心経営体が担う。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- ・特産化作物の生産  
米、そば等の土地利用型作物以外に、これまでも力をいれてきた、さくらんぼを中心とした果樹栽培や花き栽培を行っていく。
- ・中山間地における農地保全の方針  
行政と連携しながら、中山間地に適した作物の選定を検討し、農地の保全に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	278 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田については、集落営農組織や法人、若い農業者を中心に集積をさらに進める。集約も出来る限り進め、効率的な農地利用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	本沢地区 ( 二位田、隔間場、漆房、西向、湯田、飯ノ森、内町、川原、出倉、前明石、菅沢 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田の集積は進んでいる地区である。また、果樹栽培が盛んな地区であるが、後継者がいない農地等の今後の対応を検討していく必要がある。中心となる経営体は多いが、規模拡大意向のある経営体は少なく、集約化が課題となっていくと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田利用は、水稲について経営拡大意思のある認定農業者が中心となって担うほか、転作を希望する水田については、集落営農組織を中心に対応していく。  
畑・樹園地利用は、経営拡大意思のある中心経営体が担うほか、新規就農者の受入を促進し対応していく。  
米、そば等の土地利用型作物以外に、これまでも力をいれてきた、ぶどうを中心とした果樹栽培、きゅうり・トマト中心の野菜栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	453 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話し合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田の農地集約は進んでいるので、規模拡大意向のある農業者を中心に集約化を進めて行き、転作を希望する農地については、集落営農組織を中心に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。  
 ⑤米、そば等の土地利用型作物以外に、これまでも力をいれてきたぶどうを中心とした果樹栽培、きゅうり・トマト中心の野菜栽培を行っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山形市長 佐藤 孝弘

市町村名 (市町村コード)	山形市 -(201)
地域名 (地域内農業集落名)	蔵王地区 (蔵王温泉、同志平、堀田、上野、半郷、山田、成沢、飯田、桜田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地は中山間地区に多く、大規模に経営するのが難しい。優良農地の保全と遊休農地の解消を行っていく必要があるとともに、有害鳥獣対策が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、規模拡大意向のある中心経営体が担っていく。畑・果樹園については、規模拡大意向のある認定農業者を中心に対応していくが、担い手不足の現状もあり、新規就農者の受入も模索する。行政と連携しながら、中山間地に適した作物の選定を検討し、農地の保全に努めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	369 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、人・農地プランと同様を想定)

今後の地域計画の話し合いの中で区域については整理していく予定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を目指し、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手となる農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域について、地域の中で検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域と行政による連携が被害拡大防止策として重要と考えられる。地域は鳥獣を寄せ付けない環境づくり、行政には侵入防止策設置補助や鳥獣被害対策実施隊と一体となった捕獲を推進していただきながら、被害防止対策を進めていく。